佐賀県規則第73号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則 佐賀県行政組織規則(平成28年佐賀県規則第20号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

(政策部危機管理・報道局各課の分堂事務)

- 第6条 政策部危機管理・報道局各課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 危機管理防災課

ア〜サ 略

シ 航空消防防災体制の整備に関すること。

(2) 略

(部の主管課等)

- 第18条 部の総括的事務並びに部内各課の事務の連絡及び調整に関する事務を行わせるため、各部の課等のうちから部の主管課等を次のように定める。
 - (1) 政策部 政策の調整を推進する第23条第2項に規定する政 策調整監(乙)(当該職が置かれていない場合は、政策の調整を 総括する第22条第2項に規定する政策調整監(甲))のうちから 知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する第27条の2第 1項の規定により置かれた職にある者からなる組織

(2) \sim (8) 略

2 略

(室)

改正後

(政策部危機管理・報道局各課の分掌事務)

- 第6条 政策部危機管理・報道局各課の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 危機管理防災課

ア〜サ 略

- シ 航空消防防災に関すること。
- ス 佐賀県防災航空センターの管理に関すること。
- セ 佐賀県防災航空センターの庶務及び会計事務に関すること。
- (2) 略

(部の主管課等)

- 第18条 部の総括的事務並びに部内各課の事務の連絡及び調整に関する事務を行わせるため、各部の課等のうちから部の主管課等を 次のように定める。
 - (1) 政策部 <u>部の分掌事務に係る</u>政策の調整を推進する第23条 第2項に規定する政策調整監(乙)(当該職が置かれていない場 合は、<u>県の</u>政策の調整を総括する第22条第2項に規定する政策 調整監(甲))のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指 揮監督する第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者 からなる組織
 - (2) \sim (8) 略
- 2 略

(室)

改正前

第19条 危機管理防災課に消防保安室及び防災航空センター準備室 を、法務私学課に私立中高・専修学校支援室を、人事課に行政経営 室を、情報課にデジタルイノベーション室を、さが創生推進課に移 住支援室を、文化課に文化財保護室を、スポーツ課に競技力向上推 進室を、くらしの安全安心課に交通事故防止特別対策室を、隨害福 祉課に就労支援室を、医務課に医療人材政策室を、健康増進課にが ん撲滅特別対策室を、産業政策課にDX・スタートアップ推進室 を、ものづくり産業課にコスメティック構想推進室を、建築住宅課 に施設整備室を、河川砂防課に城原川ダム等対策室を置き、室の分 掌事務は、課長が定める。

第22条 略

2 政策部に政策総括監、政策調整監(政策又は企画の調整を総括す る職をいう。以下「政策調整監(甲)」という。)及びさがデザイ ン総括監を、総務部に税政総括監を、産業労働部に企業立地総括監 を置くことができる。

3~12 略

第23条 略

2 政策部に政策調整監(政策及び企画の調整を推進する職をいう。 以下「政策調整監(乙)」という。)及び調整監を置くことができ る。

3 略

4 課及びセンター並びに室に参事、技術監及び検査監を、危機管理 防災課に国民保護・防災対策監を、危機管理防災課防災航空センタ 一準備室に運航安全管理監を、情報課に情報監を、福祉課に監査監 を、生産者支援課に団体検査・指導監を置くことができる。

$5\sim7$ 略

8 政策調整監(乙)は、上司の命を受けて、政策及び企画の調整に 8 政策調整監(乙)は、上司の命を受けて、部の分掌事務に係る政

改正後

第19条 危機管理防災課に消防保安室を、法務私学課に私立中高・ 専修学校支援室を、人事課に行政経営室を、情報課にデジタルイノ ベーション室を、さが創生推進課に移住支援室を、文化課に文化財 保護室を、スポーツ課に競技力向上推進室を、くらしの安全安心課 に交通事故防止特別対策室を、隨害福祉課に就労支援室を、医務課 に医療人材政策室を、健康増進課にがん撲滅特別対策室を、産業政 策課にDX・スタートアップ推進室を、ものづくり産業課にコス メティック構想推進室を、建築住宅課に施設整備室を、河川砂防課 に城原川ダム等対策室を置き、室の分掌事務は、課長が定める。

第22条 略

2 政策部に政策総括監、政策調整監(県の政策又は企画の調整を総 括する職をいう。以下「政策調整監(甲)」という。)及びさがデ ザイン総括監を、総務部に税政総括監を、産業労働部に企業立地総 括監を置くことができる。

3~12 略

第23条 略

2 政策部及び総務部に政策調整監(部の分掌事務に係る政策及び 企画の調整を推進する職をいう。以下「政策調整監(乙)」という。) を、政策部に調整監を置くことができる。

3 略

4 課及びセンター並びに室に参事、技術監及び検査監を、危機管理 防災課に国民保護・防災対策監を、情報課に情報監を、福祉課に監 査監を、生産者支援課に団体検査・指導監を置くことができる。

$5\sim7$ 略

改正前	改正後	
関する事務を掌理する。	策及び企画の調整に関する事務を掌理する。	
9~13 略	9~13 略	
14 運航安全管理監は、上司の命を受けて、航空消防防災体制及び安全運航管理に関する事務を掌理する。		
<u>15~17</u> 略	<u>14</u> ~ <u>16</u> 略	
第24条 略	第24条 略	
2 危機管理防災課防災航空センター準備室に隊長を置くことができる。		
<u>3~7</u> 略	<u>2</u> ∼ <u>6</u> 略	
8 隊長は、航空消防活動の指揮者となり、上司の命を受けて、防災 航空隊の活動に関する事務を掌理する。		
<u>9~11</u> 略	<u>7</u> ∼ <u>9</u> 略	
第25条 略	第25条 略	
2 危機管理防災課防災航空センター準備室に副隊長を置くことができる。		
<u>3</u> 略	<u>2</u> 略	
4 副隊長は、隊長を補佐するとともに、上司の命を受けて、防災航空隊の活動に関する事務を処理する。		
第27条の2 政策部に、政策部長、政策総括監、政策調整監(甲)、さがデザイン総括監、政策調整監(乙)及び調整監を補佐するため、政策調整監(政策及び企画の調整の一部を推進する職をいう。以下「政策調整監(丙)」という。)、さがデザイン推進監、参事、技術監、副課長、副技術監及び係長を置くことができる。	さがデザイン総括監、政策調整監(乙)及び調整監を補佐するため、 政策調整監(<u>部の分掌事務に係る</u> 政策及び企画の調整の一部を推	
2 · 3 略	2・3 略	
別表(第20条関係)	別表 (第20条関係)	

改正前		改正後		
	所管する部	現地機関の名称	所管する部	現地機関の名称
	政策部	略 消防学校	政策部	略 消防学校 <u>防災航空センター</u>
	略		略	

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(佐賀県財務規則の一部改正)

2 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後	
(定義)	(定義)	

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)~(5) 略

(6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第24条第1項、第27条第1項及び第27条の2第1項に規定する副課長及び副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、消防保安室長、防災航空センター準備室長、私立中高・専修学校支援室長、行政経営室長、デジタルイノベーション室長、移住支援室長、文化財保護室長、競技力向上推進室長、交通事故防止特別対策室長、就労支援室長、医療人材政策室長、がん撲滅特別対策室長、DX・スタートアップ推進室長、コスメティック構想推進室長、施設整備室長、城原川

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ れ当該各号に定めるところによる。

(1)~(5) 略

(6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第24条第1項、第27条第1項及び第27条の2第1項に規定する副課長及び副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、消防保安室長、私立中高・専修学校支援室長、行政経営室長、デジタルイノベーション室長、移住支援室長、文化財保護室長、競技力向上推進室長、交通事故防止特別対策室長、就労支援室長、医療人材政策室長、がん撲滅特別対策室長、DX・スタートアップ推進室長、コスメティック構想推進室長、施設整備室長、城原川ダム等対策室長、特別支援教

改正前	改正後
ダム等対策室長、特別支援教育室長、生徒支援室長並びに人権・ 同和教育室長をいう。	育室長、生徒支援室長並びに人権・同和教育室長をいう。
(7) \sim (20) 略	(7)~(20) 略